

《研究ノート》

第一次大戦以前の

ロンドン銀行引受（アクセプタンス）

小 島 仁

まえがき

従来の研究がおこなっている第一次大戦前のロンドン〔あて手形〕引受の取扱では問題がつねにロンドン引受銀行全体の問題として把握されている。引受量の数字は印紙税収を手がかりにしたグロスの推計でとらえられ、引受実務はマーチャント・バンカーも株式銀行も区別しない「ロンドン銀行」の引受としてのみとらえられている。シティの内部編成が何十年にもわたって常に一定のものであったと前提するのならロンドン引受あるいは大外枠の把握だけで足りるかもしれないが、シティの性格の詳細、特にシティの内部編成に起っていたかもしだれぬ変質、を吟味するには、ロンドン引受の取扱もできるかぎり個別銀行経営がおこなう手形引受の実際に立ち入るような方向が必要となろう。

この資料集（メモ集というべきか）のひとつひとつは、みなありふれた材料ばかりである。また、それぞれの部分で私が何か目新しい主張をしているのでもない。主張らしきものはかろうじて一つだけ、最後の箇所で1890年代以降の銀行合同と関連したしかたで述べられているだけである。この資料集はシティの特定の一側面——私のさしあたりの興味は1890～1913年の銀行合同である——をみるためにその一作業としてロンドン引受の性質をみてゆくという目的で集めたものである。

それぞれの資料の提示理由はつぎのとおり。

(1) ジェイコブズ『銀行引受手形』はロンドン引受の説明としてたいへん印象深く、かつ分りやすい。英米貿易金融の説明が大きな部分を占めるが、ロンドン引受自体のいくつかの性質を知るためのすぐれた傍証

である。

(2) N. M. C. 『インタビュー』はロンドン市場の性質を知るためにロンドンの銀行家にちかにインタビューをおこなった記録であるから、ロンドン引受についての（特に当時のアメリカ人の知りたい点についての）かなりうがった知識が得られる。断片的な証言の中から特に金融手形と引受担保にかんするものをまとめてみた。この二つの事柄についての知識はロンドン引受の理解のために特に必要であろうとおもう。

(3) アライエンス銀行の契約案は一目瞭然とロンドン引受の性質を示しているようにおもう。

(4) 手形引受を株式銀行がなぜあのように同一金額を負債と資産の双方に記入するのかについての説明である。

(5) 公表バランス・シートに基づく手形引受にかんする統計が背負わざるをえない宿命を承知しながら、なおかつどういう議論のしかたが可能であるかといいう一試案である。

1890 - 1913年という時期に限定したロンドン引受の性質については、この時期を含むイギリス金融史の書物ならどれでも、必ずひととおりは触れており、同時にひととおり以上にはほとんど述べていないと言ってよからう。キング『ロンドン割引市場史』の記述は N. M. C. 『インタビュー』の特にシュスターの証言に大きく依存している。パロー『英国の金融機構』は1920年代と30年代を主な叙述対象にするが、大戦直前についてもかなり詳しく述べている。大戦直前についての叙述はもっぱら「マクミラン委員会証言」（何と20年も後の証言だ）のキンダスレイ、マッケンジー等二、三人の証言に負っている。N. M. C. 報告書とマクミラン委員会証言集が貴重な二大資料群であるのはもちろんである。徳永正二郎『為替と信用』（昭51）は資本主義確立期までのイギリスの手形引受についてすぐれており、佗美光彦『国際通貨体制』（昭51）は英米独仏四大国間の1900 - 1913年の期間の国際金融関係の把握とマーチャント・バンカー引受の位置づけにすぐれているとおもう。平岡賢司「『スターリング為替本位制』とロンドン・バランス」『経済論究』（35号）も参考になる。

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

《資料1》

シェイコブズの『銀行引受手形』*

* National Monetary Commission,
Bank Acceptances.
by L. M. Jacobs.
Washington. 1910.

原著は20ページにも満たない小冊子であるが、銀行引受の第一次大戦以前のありようが問題になるさいにかならず引用される資料の一つである。銀行引受手形の働きに直接かかわる箇所は以下に、要所を引用した。平岡、前掲論文（124～9頁）にはこれを参考にした（これだけではないが）貿易決済の図解と要約が示されている。また奥田勲『米国連邦準備銀行制度』（昭和2年）中の外国為替についての説明（231～6頁）は全くシェイコブズに拠っている。オルドリッチ・ヴリーランド条例（1908年）により成立した国立貨幣調査委員会（NMC）については奥田勲『米国銀行制度発達史』（大正15年）の210頁、220頁をみよ。

合衆国では国立銀行法が国法銀行の手形引受を認めていないために貿易実務に大きな支障が生じている。合衆国の輸出入金融はほとんどロンドン引受に依存しており、そのために合衆国の輸出入業者はきわめて不利益な立場に置かれている。以下にその該当箇所を全文引用する。

「銀行の手形引受がないからわれわれは外国貿易に関して明らかに不利益である。われわれの輸入業者は外国のように取引銀行に信用を開設することができず、他国の輸入業者、たとえばイギリスの綿紡績業者と比べればその買入れに有利に手当てる立場にはない。イギリスの紡績業者はアメリカで綿花を買付けようとするにあたって、アメリカの荷主が一覧後六十日ないしは九十日払の手形を銀行あてに振り出し、その手形を銀行が引受けるように契約する。アメリカの荷主はイギリス銀行あ

てに手形を振り出し、それに船荷証券 bills of lading 保険証券 insurance certificates、送り状 invoice 等のような船積をあらわす書類を添付する。アメリカの荷主は次にその手形をニューヨークの銀行に売り、それによって綿花に対する直接の支払を受ける。ニューヨーク銀行は手形をそのロンドンでの取引先銀行 London correspondent に送り、そのロンドン銀行が手形の名あての銀行に引受のために手形を提示する。手形の引受にさいして諸添付書類は引受銀行に渡され、次に引受銀行はまえもって結ばれている契約の如何によっては諸書類を紡績業者に引渡す。引受けられた手形はニューヨーク銀行がロンドン市場へ割引に出し、手形の売却代金がロンドンでニューヨーク銀行名義の預金になる。手形の究極の支払が確実なものであることを示す一流の銀行あての手形であるから、ニューヨーク銀行はこのような手形を買取るさいには高い値で買取っても不安がない。さらに、このような手形の買取りにあたってニューヨーク銀行は資金のいかなる支出も要しない。手形の割引によってロンドンで受けとる預金に対して、ニューヨーク銀行は直ちにロンドンあての一覧払手形を売ることができたからである。」 Jacobs, op. cit. pp.10~11

ロンドン引受が特にすぐれているゆえんは、ロンドン貨幣市場の規模が大きいこと、ロンドンには自由な金市場があることである。そのためには、歐州での資金の国際移動もたんに金利差によって動くのではなく、ロンドンの金利が多少低い場合にもロンドンに集まる。(Ibid. p. 6-7)

まず「引受」とはどういうことか。

「引受ということは、手形引受銀行がサインと日付に加えて、手形面に引受済 accepted という語を記入するにある。それは、手形が満期日に、すなわち引受に提示された日付から詳しく何カ月、何日後と明記されている日に、またはイギリスのように支払猶予が認められるなら満期日より三日の後に、引受銀行で支払われるとする保証のようなものである。」(Ibid. p. 3)

手形引受に伴なう主な銀行実務は次のとおりである。

「銀行が引受という方法で顧客に融通するばあい、銀行はいろいろなしかたで自からを守りうる。銀行は通常、一定期間流通していた顧客の手形を割引くさいと同様の程度のリスクで、全く自身のみの一般的な責

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

任で顧客の手形を引受ける。顧客が輸入業者である場合には、銀行は普通、‘船積を示す文書の引渡しを受けて手形を引受け、次にその文書を荷物貸渡し証·trust receipt と引換に顧客に引渡す。このような性質の信用が開設されるさいには、銀行にとって通常の実務は、手形引受について銀行に損害を与えないこと、手形の満期日に先立つ三日前に手形に支払うのに十分な資金を納めること、この業務について、手形の流通する期間の長さと顧客の信用状態に応じて異なる料率となる手数料 commission を銀行に支払うこと、という契約を含む書式にサインを要求することである。顧客に対する融通の費用はこの手数料プラス銀行手形の通常の割引率である。」*Ibid.* p. 4

「外国の荷主とちがい、銀行あてに振出じた期限付手形 time bills を引受けるよう取引銀行と契約しうる資金融通の便宜がないアメリカの輸入業者は、次の二つの方法のうちのどちらかで輸入に手当てるしかない。かれは相手の荷主に直接に代金を送ることによって直ちに商品に支払ってもよい。ただしこの方法は輸入業者が自分の約束手形 promissory note で〔国内で〕借入れをおこなう交渉を必要とする。もしかれがこのような前借りを確保する立場がないならば、‘船積荷が発送された時点から支払の必要な時点までの船積荷に手当てるする資金の準備という負担を外国の荷主に転嫁することになり、そうすると外国の荷主は価格を調整することによってもっと有利な条件を強いる地位に立つ。外国での購入に支払をおこなうこの方法と結びついた実務は、外国の荷主がアメリカの輸入業者あてに手形を振り出し、その手形を荷主の取引銀行へ引渡して手形代金取立て collection のためにアメリカに送るように依頼することである。その地位が海外でよく知られているようなアメリカ銀行あてではなくアメリカの個々の輸入業者あてに振り出されているこのような手形は、このような手形のための一般的な市場が存在していないから、取立てのために送付されねばならない。実際に外国の荷主がこの性格の手形を直ちに現金化できる唯一の方法は、この手形を取引銀行に売却するか、あるいはこの手形を担保に貸付をおこなわせるかである。」*(Ibid pp. 11 - 12)*

「われわれの輸入を金融するこの二つの方法のうちのどちらも、船積

と商品の受領の間の期間が短いときでさえ高くつく。南米と極東からの輸入の場合のように期間がさらにながいと、その費用はほとんど禁止的なものとなる。つまりその費用があまりに大きいのでわれわれは外国の輸入業者と対等には競争できない。実際、もしやりくり策が不可能であれば、われわれはこれらの市場から現実には除外されているといってよい。われわれの輸入業者はアメリカの取引銀行にその銀行のロンドン取引先に信用状を開設させることによって、金融便宜の欠如を凌いでいる。アメリカの輸入業者は、手形が振り出される名あてのロンドン銀行の名称、振り出しする金額、購入されるべき商品の性質、手形の期間 tenor、手形に添付されるべき書類、という信用の諸条件を伝える商業信用状 commercial letter of credit を受取る、つまり引受を得る。このような信用状に基いて、たとえば南米の荷主は、ロンドンあてに荷主が振り出した手形を売却して商品に対する支払を直ちに受取ることができる。手形を買取った現地の銀行は書類を付した手形をその銀行のロンドン取引先に送り、ロンドン取引先が手形を、それが振り出されている名あての銀行、すなわち信用が開設されていた銀行、に提示する。手形の引受にさいして、添付書類は引受銀行に引渡される。書類は信用状を開設しているニューヨーク銀行のもとにロンドン引受銀行が送り、ニューヨーク銀行は荷物貸渡し証と引換えに書類をアメリカの輸入業者に引渡す。ロンドンで手形が満期になる十二日まえに、ニューヨーク銀行は輸入業者に通告して、満期日に手形の支払いにあてるためにロンドンへ送金すべきポンド・スターリングの金額、あるいはこのほうがありうることだが、信用状に基いて振り出されたポンド・スターリングの金額に相当するドル表示の手形、をさし入れるように指図する。このように為替の購入で、輸入業者は商品に支払う。この方法は実行しうるものであるとともに、たいへん煩わしいものであることも明白である。しかしこれが実際にアメリカの輸入業者が輸入に関しておこなっているたった一つの方法である。この方法は輸入業者にとって高くつく。輸入業者は取引銀行に信用状を開設させる手数料を支払わねばならないばかりでなく、この手数料の中にはロンドン銀行が引受について請求する手数料も含まれているからである。その上に輸入業者は為替取引で実質的な危険を冒

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

さなければならない。信用状が開設された時点の送金の費用がロンドンで仮に1万ポンドの手形に支払うにはアメリカでは4万8,600ドルで済んだとしても、つまり1ポンドにつき4.86ドルのレートで済んだとしても、手形の実際の満期日までにはレートが上って1ポンドにつき4.87ドル、あるいは1万ポンドが4万8,700ドルになっているかもしれない。」
(Ibid pp. 12-13)

輸入貿易がロンドン引受手形で決済されているために輸出貿易もロンドン引受に依存せざるを得なくなる。かくしてアメリカの貿易金融が全面的にロンドンに依存するというわけである。

「われわれの銀行が期限付手形の引受によって輸入に金融する能力をもっていない結果、アメリカの輸入業者は大がかりにロンドンに依存し、引受手数料の支払いというかたちでかなりの年貢をロンドンに支払わざるをえない。この現実はロンドンの重要度をたかめニューヨークが金融中心地として発展するのを妨げているばかりではなく、同時にわれわれの輸出貿易にきわめて有害な作用を与えている。期限付手形がアメリカ向けの商品の船積に対して外国の諸地点からわれわれの銀行あてに振り出されるということがないのだから、結局これらの海外諸国にはアメリカで購入した商品の支払にアメリカに送金するために購入しうる手形がほとんど存在しない。換言すればわれわれの現在の金融制度の下では、たとえばニューヨークでの支払が必要な者に外国で売渡されるニューヨークあて為替手形の供給を、われわれの輸入貿易は全く生み出さないのである。そのためたいへんに不利益なことに、われわれの輸出業者もまた、ロンドンに依存しているのである。だからアメリカの輸出業者が南米と東洋に船積みするさいに、もし国際的な競争者が存在すれば、アメリカの輸出業者は元来はその方が好都合な合衆国ドル表示のアメリカあての手形を振り出させることができないのである。アメリカの輸出業者は自分達の商品を地域的な通貨で、すなわち商品が仕向けられている相手国の通貨で評価するのを、好まないのが当然である。そこでかれらの唯一の選択はフラン、マルク、スターリングのどれかで評価することだが、イギリスの金融システムの下で現にそうであるように、ブリテンの貿易の分布と広がりがロンドンあて為替のかなり安定した需要と供

給を作り出しているところのスターリングが好まれる。結局われわれが商品をスターリング表示の手形に組むことになれば、われわれの輸出業者が為替リスクを背負わざるをえなくなるのは明らかであり、とりわけブリテンの輸出業者と競争するさいにはこの為替リスクがたいへんなハンデキャップとなる。商品の支払をスターリングで受取らねばならないわれわれの輸出業者は、どんな為替レートが取引に利益をもたらすかを前もって決めておかなければならない。為替ロスから身を守るために苦心してかれらがスターリングのドルへの究極の転換比率を低く見積りすぎると、かれらの価格はブリテンの輸出業者がつけた価格と比べて不都合になり、かれらは商談を失うのである。かれらが十分に低いレートを見込んだとしたらかれらは取引はするが為替ロスによって手取金を失うのである。」(Ibid. pp. 13-14)

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

《 資料 2 》

金融手形の引受と引受担保について

資料はN. M. C. の「インタビュー記録」* である。

* National Monetary Commission,
Interviews on the Banking and
Currency Systems of England,
Scotland, France, Germany,
Switzerland, and Italy.
Washington. 1910.

この資料は1907年恐慌の原因調査と今後合衆国に樹立すべき金融秩序のありようを検討するための基礎調査を上院の N. M. C. がおこなったさいの公刊資料の中の 1 冊である。「イギリスの銀行家にたいするインタビュー」はつぎの 7 つの銀行（あるいは銀行家）にたいしてなされている。The Bank of England, The Union of London & Smith's Bank, The London Joint Stock Bank, Lord Swaytheling, The Union Discount Company of London, The London & Westminster Bank, Lord Avebury. インタビューの日時は明示されていないが、1908年秋から1909年春にかけての半年間にアメリカ人が直接にロンドンに訪問しておこなったインタビューであろう。1907年の金融危機にかんする記憶は問う者、問われる者、双方にまだ生々しい。この「資料 2」では質問者（アメリカ人）が深い関心をいだいて特に執拗に聞いたとしている二つの話題——金融手形の取扱と引受担保の性質——についてまとめている。この二点は当時の英米金融関係の理解のためには特に重要な知識であろう。

(A) 金 融 手 形

ロンドン銀行の引受対象手形が金融手形 (Financial bill) を含みうるか否かは質問者の最大関心事の一つであった。

ひとくちに金融手形といつてもいろいろの手形を含んでいる。「(a) 為替関係をあらわす手形、(b) 商品のパックや証券類のパックをあらわす手形、(c) パブリック=ローンを見越した手形、(d) 単純な融通手形 accomodation bill」。これらがいちおう金融手形の範囲に入るが、上記中「(a)～(c)は一流の銀行やマーチャント・バンカーが引受けたものなら、イングランド銀行の顧客に一流手形としての割引率で売却しうる。ふつう金融手形というのは(d)のことである。」(イングランド銀行にたいするインタビュー。p. 21) 金融手形の指す範囲は状況によってかなり異っており、イギリスの文献がよくあてこすっている「あの例のアメリカ手形」などは形式上は明らかに(d)以外のものも含まれているようにおもう。

さてロンドン銀行は金融手形を引受けるだらうか。ユニオン銀行とのつぎの問答は興味深い。(p. 52)

「問。イングランド銀行は時折株式銀行に指示しますか。たとえば、金融手形を受取るなとか。」

答。そういう指示を受けた銀行があったということについての真偽は知りません。特殊の時期に銀行が金融手形を引受けたという非難は、まったく不公正です。金融会社や銀行以外の業者が引受けた金融手形が大量に出回っていましたが、銀行の引受量は通常の量を越えませんでした。もっとも、多分ある場合には著しく増加したのですが。当行(ユニオン銀行)の引受は当時通常の量以下でした。当行は困難な将来を見越して引受を慎重に、ぐっと減らしたのでした。2年前、研修所の読会で私(シュスター)は数字を挙げております。すなわち、こうです。

月報を発表している社員銀行の数字を一見すれば、この申立ての真偽が分る。これら社員銀行の過去12カ月の引受総量はつぎのごとくである。1905年11月, £24,200,000., 12月, £23,400,000., 1906年1月, £22,300,000., 2月, £23,100,000., 3月, £23,300,000., 4月, £21,800,000., 5月, £19,200,000., 6月, £16,400,000., 7月, £17,900,000., 8月, £18,000,000., 9月, £18,800,000., 10月, £20,900,000., 11月, £25,255,000.。

このようにどの年にもそうであったように秋に少々増加しているとし

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

ても、この数字に特別なことは絶対に何もない。」

このユニオン銀行の回答はつぎのような判断を示していることになる。
①金融手形の大量引受は銀行（特に社員銀行）以外の者のやったことである。
②引受数字が殖えたのなら（社員）銀行が金融手形の引受をやったと疑ってもよいが、引受数字は1905年11月から1906年11月までの期間について決して殖えていない。
③当行は引受量の全体を減らした。
もっとも後で付録の統計でみていただくと分るように、ロンドン&地方銀行の引受数字はその後1907年に激増し、1908年も1906年よりが多い。
また1905-06年はそれ以前の年とくらべれば一段と殖えた年である。
1905-06年以降ユニオン銀行の引受が減ったのは事実だが、その事実で他のロンドン銀行をおしほかるわけにはゆかないのである。

ユニオン・ディスカウントの回答。「商業手形より金融手形の方がレートは高くする。」(p. 109)

「問。金融危機のときにはイングランド銀行は金融手形を冷遇する政策をとりますか。

答。そのような政策はないでしょうがロンバード街にはそういうことがいつでもありうるとみる空気があり、地場がわるいときには金融手形の発生をおさえるようになります。」(p. 111)

イングランド銀行の回答。

「問。金融手形を差別しますか。

答。いつだって差別しますが、ケースにもあります。（たとえばとして、金輸入業者にたいする特別の金融について述べている。）」(p. 28)

以上により、金融手形は発生しうるものであり、引受量の激増があった時にはその激増分が金融手形であるとみなしてもよい位だが、金融手形はいつ「冷遇」されるか予断を許さないので、金融危機のさいにはこのような手形の発生をおさえるようにもなる、ということになる。

ユニオン銀行の回答。

「問。金融が緩慢なときに、貿易手形と金融手形は差別されますか。
答。ええ、もちろん。もしあなたが当行の引受手形やロンドンの他の一流銀行の引受手形のような銀行手形を扱っているのなら、両者に何の差別もありません。だが金融業者の所へいらっしゃればやはり差別があり全く正真正銘の貿易手形がそこでは選好され、こういう雰囲気を無視することはいかに強力な商社にあっても安全なことではありませんから、人々は自からを守るために純然たる金融手形は受取らないように注意します。当行は業務の上で区別をしようとなります。当行は引受業務をおこなっていますが、手形が証券投機のような純然たる金融的理由で振り出されているとみれば、お世話をいたしません。おことわりしております。当行の引受はたったの £4,000,000 です。もし金融手形も引受けるようにすれば、引受高はすぐ 5 倍になるでしょう。」(p. 39)

(B) 手形引受にともなう担保

引受は必ず十分な担保のさし入れを要し、また増し担保が要求される場合もある。担保の内容によって引受チャージ（マージン、またはコミッション）の料率が異なるという指摘は重要であろう。金融手形の担保は証券類と決ったようなものだから、いかなる証券はいかなる担保力をもつかという点が重要となる。質問者はこの点について特に執拗である。

ロンドン銀行引受手形の「最後の引受者」（もっともイングランド銀行は原則として原引受はおこなわない。だから再割引のことである。）であるイングランド銀行のおこなう割引の要件は、ロンドン銀行引受のありようを規制する。イングランド銀行が回答している要件は次のとおり。(p. 20)

割引対象手形——裏書は二名のイギリス人で、うち一名は引受人。(引受は裏書である。) ロンドンと地方の一流銀行、一流の商人、マーチャント・バンカーが引受けた手形。いわゆる一流手形。最低額の制限はないが、最高 4 カ月、例外的に 6 カ月。普通は、40~50 日。額面 £1,000。

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

担保（貸付についての回答だが、およそ担保というものの標準型を示しているとおもう）——ロンドン証券市場で取引されるところの、鉱山株以外の証券。

ユニオン銀行の回答（p. 44）

「問。もしブローカーが貴行にユニオン・パシフィック、ペンシルヴァニア・レールロード、ユー・エス・スチール、合同コパーを差したら、担保として満足しますか。

答。それはブローカーの状態にもよりましょう。私（シュスター）個人としては、十分に余裕をもたせてくれるなら、全く拒絶すべきだとは思いません。一つの市場だけでなく、二つも三つもの市場をもつ証券を私は選びます。」

ロンドン株式銀行の回答（p. 65）

「問。〔手形引受は〕ふつうどのように付保されますか。

答。為替手形、現金、あるいは相当程度に余裕をもたせた第一級証券が大部分で、ごく少量が船荷証券で付保されます。船荷証券はごく少部分です。

問。第一級証券と言われましたが、それは債券と証券ですか。

答。たとえばアメリカの鉄道債券や合衆国政府債や欧洲の政府債やその他一流のものです。他は取りません。」

同じくロンドン株式銀行の回答（pp. 83～84）

「問。もし現在貴行が一流手形を買うとしたら、パンク・レートである $2\frac{1}{2}\%$ で取りますか。

答。当行は市場利率に近づけて手形を買取ることになります。ご承知のように市場利率は変動しています。一流手形の割引率は市場で現在 2% とみていいでしょうから、当行は 2% で取ります。

問。貴行が貴行の顧客のために手形を割引くとして、90日の手形ならいくらで割引きますか。

答。並程度の貿易業者がさきに私が話したような少額の手形を持ちこ

んでそれを当行が割引く場合には、イングランド銀行の割引率を課することになりましょう。あるいは $1\frac{1}{2}\%$ それより高くなるかもしれません。だが社員銀行あてあるいはロスチャイルドあてのような一流手形なら、それより安くなります。

問。平均的な貿易業者が貸付を受けるには貴行に $3\frac{1}{2}\%$ ないし 4% 、現在支払わねばならぬのでしたね。

答。ええ、担保にもよるのです。手形の割引にかんしては、私どもは満期日までの期間と最終支払責任のある人物と、支払われなかった場合に売却したり業者にある期間中に処分して資金を調達させたりする担保について、区別を設けております。これらの点についての条件がわるいので、貿易業者にはそれよりも高い利率を課すことになるのです。

問。もし私が現在、貴行が優秀な者として知っている引受者の引受による90日の貿易手形を持参し、ペンシルヴァニア・レールロード債券で保証された90日間の貸付を貴行に依頼したら、貴行はそれにいくらの利率を課しますか。

答。現在のバンク・レートは $2\frac{1}{2}\%$ です。あなたは当行の優秀な顧客であるとしますと、その貿易手形の方は当行は $2\frac{1}{2}\%$ で割引くでしょうが、ペンシルヴァニア・レールロードはその貿易手形よりも現金化しにくいから、ペンシルヴァニア・レールロードを担保にした貸付には 3% 、ないしは $3\frac{1}{2}\%$ を課すことになります。手形の方は満期になれば支払われることになるか、あるいはその顧客に渡して『これの代金を支払ってくれ』と言います。ところが担保については全く同じようだとは申せません。」

以上のように、担保にかんする証言は割引や貸付についてなされているけれども、その内容は手形引受の担保についても類推しうるものである。アメリカの証券類を担保にした手形引受はかなり余分の額の担保を入れねばならず、かつその場合の引受手数料も一流のロンドン払い手形を担保にした場合よりかなり高くなることになるだろう。

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

《資料3》

「アライエンスバンク」ヨリ 送リタル約束草案ノ訳文

これは明治14年（1881年）に横浜正金銀行の副頭取小泉信吉が正金銀行のロンドン取引銀行を求めるべくロンドンに赴いた際にアライエンス銀行から提示された取引条件の内容である。政府が許可すれば直ちにアライエンス銀行と契約が結ばれるようになっていたが、実際に正金銀行がアライエンス銀行と契約するのは明治18年（1885年）である。この前後の経過は日本金融史上有名なものであるから、ここでくどく述べる必要はあるまい。ちなみにこのアライエンス銀行、（1892年からはアライエンス銀行を吸収したベース銀行、1918年からはベース銀行を吸収したウェストミンスター銀行）が正金銀行のロンドンでの主取引銀行であった。ロンドン側からみれば正金銀行は「植民地・海外銀行でロンドンに支店を有するもの」（海外銀行である）に属し、『ロンドン・エコノミスト』の年二回の「バンキング・サブリメント」には「海外銀行」の最後に挙げられている。

いま引受の資料としてアライエンス銀行の取引条件を示すのは、私見ではこれ程くっきりとロンドン銀行の取引条件を知らせる資料が英米にさえ少ないのでないかとおもうからである。たしかに大戦よりも30年も以前の事例であるからその30年間に事情はずいぶん変っていったろうが、なお主要な特徴はそう異ならなかったのではないかという気もする。出所は『横浜正金銀行史』の甲巻之一、115～119頁である。大正9年に出たものを昭和51年西田書店が複刻出版した。

- (一) 本月二十四日御面会ノ節御頼談ノ主意ニ基キ貴行ニ関スル倫敦ノ諸勘定御引受可申就テハ左ノ条々御約束仕度御承諾相成候ハ、満足ノ至ニ奉存候
- (二) 貴行ヨリ当行ヲ宛テ為替券御振出シ相成候トキハ、当行ニ於テ之ヲ承諾（アクセプト）致シ可申但シ右為替券ノ期日ハ参着六箇月ヲ極度トシ又承諾シテ未タ仕払済ニナラサル為替ノ額数ハ当分ノ内英貨二拾五万磅ニ超過スヘカラス其根

抵当ノ如キハ左ニ詳記スル根抵当ノ条々ニ依ルヘシ

- (三) 当行ニ於テ承諾仕候手形支払済ノ上ハ當行ニ於テ直ニ金額ヲ貴行勘定(此勘定ヲ承諾勘定ト称スヘシ)ノ借方ニ記入シ毎半年ノ終期ニ於テ左ノ割合ヲ以テ手数料ヲ受領スヘシ
- 一覧後三箇月以内ノ手形 壱厘二毛五
即チ百磅ニ付ニ志六片
- 同 四箇月以内ノ手形 壱厘八毛七五
同 三志九片
- 同 六箇月以内ノ手形 二厘五毛
同 五志
- (四) 別ニ当座口ヲ開キ參着払ノ手形并ニ貴行倫敦出張員ノ小切手類ハ一切此当座口ヨリ仕払フヘシ此勘定ヲ當行ニ於テ引受クルカ為メ其手数料トシテ貴行ヨリ預り金ノ内五千磅丈ヶヲ無利息ニテ御預ケ被下度其口取ハ当座口ニテモ承諾口ニテモ可ナリ他日御相談ノ上取極メ可申併シ右ノ金額ハ事務ノ繁閑ニ依リ或ハ増額ヲ願出ルコトアルヘシ
- (五) 後來倫敦ニ於テ公債ノ利子ヲ仕払フコトアルトキハ當行ニ於テ其總額ノ二厘五毛ニテ引受可申
- (六) 貴行ヨリ當行ニ宛テ為替券ヲ振出スニハ予メ當行ニ預ケ置キタル根抵当ノ八半若シクハ九掛ニ超ユヘカラス併シ右ハ全ク當分ノコトニテ漸次取引ノ熟スルニ從ヒ改正スルコトアルヘシ
- (七) 此根抵当ハ正金、金銀塊、確実ナル荷為替証又ハ確実ナル諸株式及ビ公債証ヲ以テ可ナリトナスト雖モ諸株式及ビ公債証ハ五万磅以上ニ超過スヘカラス
- (八) 貴行ニ於テ金員ヲ要スルコトアルトキハ承諾勘定并ニ当座勘定両口ノ都合ニ依テ可成貴行ノ便益ヲ謀リ左ノ兩条ヲ設ク
- (甲) 貴行ヨリ送付ノ受取手形ハ貴行出張員ニ於テ之ヲ市場ニ割引スルコトヲ得ヘシ尤モ此類ノ手形ヘハ當行ニ於テ裏書ヲナサ、ルモノトス
- (乙) 期限前ノ受取手形アレハ之ニ對シテ当座口ヨリ金員ヲ引出スコトヲ得ヘシ尤モ其金額ハ貴行出張員ト當行トノ間ニ於テ其時々之ヲ取極ムヘシ
- (九) 前条ノ如ク貴行ニ於テ預ケ金外ノ金額ヲ當行ヨリ引出ストキハ英國銀行ノ割合ヲ以テ之ニ利子ヲ付スヘシ又當行ヘノ預り金ハ第四条ニ掲ケタル五千磅ノ他ハ之ニ對シテ當行通常預り金ノ利子ヲ付スヘシ尤モ此利子ハ通常英國銀行ノ割合ヨリ一朱ヲ減スルモノトス但シ何様ノコトアルトモ五朱以上ニハ上ラサルヘシ
- (十) 右ニ記載シタル条々ハ最モ確実ナル諸銀行ト取結フヘキ約束ニシテ目下貴行

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

ノ事業ノ確実ナルヲ識リ又向來ニ於テモ今日ノ如ク確実ナルヘキヲ信シテ取結
ヒシモノナリ此事ニ付テハ已ニ貴君ノ保証ヲ以テ満足セリト雖モ其事タル頗ル
重大ナルニ付キ本月二十四日御面会ノ節申上候鄙見ヲ更ニ爰ニ陳述仕候

(十一) 倫敦銀行者タルモノ、眼ヲ以テ之ヲ観レハ大ニ他銀行ト其趣ヲ異ニスル所
少ナカラス之ヲ例セんニ貴行ハ日本帝国ノ法律ヲ遵法スルモノニシテ此法律タ
ルヤ固ヨリ倫敦銀行者ノ熟知セサル所ナリ且其本店ハ倫敦ヲ距ル数千里外ノ地
ニアリ又其創立ノ如キモ日尚ホ浅ク其取締諸員ハ固ヨリ上流ノ紳士タリト雖モ
純然タル銀行者トハ云フヘカラス加之日本帝国中正金ヲ元位トシテ營業スルモノ
ハ独リ貴行ノミニシテ其他ノ諸銀行ハ悉ク紙幣ヲ元位トナシ昨今ニ至リテハ
其発行ノ紙幣政府發行ノ紙幣ト共ニ下落セリ此時ニ際シ独リ正金ノ元位ヲ保持
スルハ實ニ難事ト云フ可シ就テハ兼テ貴君ヘモ申上候通り目今又ハ後來ニ於
モ外国部ノ支配人ヲ撰択スル件ニ付テハ毛頭拙者ニ於テ助言スルノ理權ナント
雖モ若シ貴行外国部支配人ノ其人ヲ得スシテ確実ナル主義ヲ固守スルコトヲ得
サルトキハ當行ノ不便不利亦尠カラサルナリ之ニ反シテ支配人其人ヲ得此確実
ナル真理ヲ遵法シ其事務ヲ經營スルコトヲ得ハ當行ノ利便亦少々ナラサルナリ
コハ独リ當行ノ利害ノミナラス實ニ貴行後來ノ盛衰ニモ大ニ關係ヲ有スルモノ
ナリ

(十二) 紙幣部ト本部ト全ク之ヲ分離シテ其扱ヲ異ニスルハ甚タ祝スヘキコトナリ
ト雖モ均シク之レ正金銀行ノ事業ナリ銀行全体ノ繁榮ヲ期セントセハ両部共ニ
其宜シキヲ得サルヘカラス故ニ當行ニ於テ貴行全体ノ形況ヲ知ラント欲セハ常
ニ両部ノ實際報告ヲ參觀セサルヘカラス何卒貴行ニ於テ製表ノ度毎ニ両部各一
通ヲ當行へ送達アルヘシ

(十三) 此約束ハ双方ノ都合ヲ以テ郵便日數ヲ込メ六ヶ月以前ニ書面ヲ以テ通知セ
ハ変改又ハ解約スルコトヲ得ヘシ

(十四) 貴行ニ於テ此約束ヲ可トシ之ヲ承諾スルニ於テハ貴行定款及創立証書ノ訛
文竝ニ貴行当地出張員ノ充分ナル委任状ヲ當行へ受取置クヘシ

(十五) 貴行トノ諸通信ハ總テ英文ヲ用ユヘシ且貴行本店竝ニ貴行支店ニ於テ行務
ノ為メニ記名調印スル諸役員ノ自筆姓名ヲ兼テ當行へ御送付被成度又此記名者
ノ变换アル毎ニ必ス其旨ヲ當行へ通知アルヘシ

千八百八十一年五月二十六日

アルライエンス銀行支配人

アール・ティツ

横浜正金銀行副頭取

小泉信吉殿

タテのものをヨコに直した不体裁はやむをえない。注意すべきはこの契約草案が正金銀行振出手形のアライエンス銀行による引受を主な内容としていることである。正金銀行がロンドンに取引銀行を求める目的が奈辺にあったか、きわめて明瞭であろう。正金銀行の大戦前の（少なくとも1909年以前の）ロンドンでの地位は、おそらく徳永正二郎氏著『為替と信用』（昭和51年）に示されている植民地銀行チャータード銀行のロンドン取引銀行、シティ銀行との関係に等しいものであったろう（301-6頁）。すなわち、正金銀行ロンドン支店のロンドンにおける業務は實際にはほとんどアライエンス銀行（後にパース銀行）によっておこなわれていたのではなかろうか。正金銀行ロンドン支店は受取った手形を直ちにアライエンス銀行にもちこみ、また現金出納はほとんどアライエンスの小切手で処理したのではなかろうか。ちなみに日本政府の出納所も日な本銀行ロンドン支店も店舗の上では全て正金銀行ロンドン支店に重り、ロンドン側からみれば日本政府の取引も日銀の取引も形の上の銀行業務としては日本の唯一の在ロンドン銀行である正金銀行がおこなう取引とみなされ、しかも實際の業務はほとんどアライエンス等の正金銀行のロンドン取引銀行によっておこなわれたのである。

資料自体が語っているところに多くの補足は不要とおもうが、若干気のついたことのみ書くと、

(2) 「承諾」 acceptance 「承諾シテ未タ仕払済ニナラサル為替」 acceptances, outstanding 「根抵当」 collateral

(3) 「一覧」引受銀行に手形を提示することをいう。當時日本からロンドンへの船便は少なくとも1カ月を要したから、「一覧後三カ月」という手形は振り出されてから少なくとも4カ月以上の期間で満期になる手形ということになる。

(4) 「承諾口」および「当座口」という口座を設け、そのどちらかへ最低5千ポンド積み残すというわけである。

(6) 「担保」の余裕を明示している。

(7) 「金銀塊」は東洋とのひんばんな地金現送に見合ったものであろう。「株式と公債」が引受担保全体に占める数量を限定しているのが注目される。

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

- (8) 「受取手形」はアライエンス銀行以外の者の引受手形で、正金銀行自身が市場で売却してもよいし、一流手形に対してはそれを担保にした当座貸越を正金銀行に対しておこなってもよいということであろう。そのどちらでもない場合には取立依頼^{コレクション}となり、そのうちのある部分が引受担保に編入されるのであろう。
- (9) 「英國銀行の割合」はバンク・レート、すなわちイングランド銀行の割引率。

《資料4》

手形引受の株式銀行における仕訳

大戦前のイギリスの株式銀行のバランス・シートで、為替手形の引受と裏書が（裏書は壳外国手形裏書と記載される銀行もある。後で掲げるニニオン銀行のバランス・シートはそうである）いわゆる Contra Entries, すなわち負債側の記入とともにそれに対応して同一金額を資産側に記入する仕訳のしかたをしているのは周知のことであるが、何故こういう仕訳のしかたになるのかという理由を以下にまとめてみる。①H. P. Sheldon, Elementary Banking (2nd 1926) は大戦後 (1st. 1923) に書かれたすぐれた実務書であるが、その引受にかんする説明は大戦前にもあてはまるものと私は判断する。②N. M. C. の Interview では回答者は手形引受の仕訳の理由として実にゆかいな説明をおこなっている。③大戦後に問題になったところの株式銀行間の手形引受仕訳の統一について紹介する。つまり大戦前にはバランス・シートに手形引受という独立の勘定科目をたてている銀行間で、その内容にちがいがあったためである。それだけではない。かなりの数の銀行が大戦前には手形引受という独立の科目をバランス・シートにはたてず、「その他負債」のような他の科目の中に入れてしまっていた。そこで London Economist の Banking Supplement には手形引受を示している銀行と示していない銀行が載るから、引受手形残高 acceptances という項目を集計した系列は、株式銀行の勘定科目中の他の項目のどれとくらべても著しくカバレッジが低い。この辺の経過は C. A. E. Goodhart, The Business of Banking, 1891 - 1914 (1971) に詳しい。だから Goodhart はバランス・シートのほとんどの科目につき詳しい分析をおこないながらも、このすぐれた書物の中で手形引受についてはほとんど触れていないのである。④大戦前の手形引受の統計を作成する上での配慮について若干述べる。

1. H. P. Sheldon, Elementary Banking.

大戦前のイギリスの株式銀行、特にロンドンやリバプールの銀行、はバランス・シートに手形引受と裏書を独立の勘定科目としてのせること

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

が多かった。負債側に「顧客のための、手形引受と裏書等」、資産側に「手形引受と裏書等による顧客の負債」(あるいは、「負債側に対応する手形引受と裏書等」)として記されているのがそれである。両者は必ず同一金額。また acceptances, outstanding 「未決済の引受手形」と書かれていようが、たんに acceptances と書かれていようが、どちらもバランス・シート作成日付で未決済の引受手形(すでに引受られたが、まだ満期に達していないので決済されていない手形)である。

ではなぜこういう仕訳になるのか。まず手形引受について。

「ロンドン銀行のバランス・シートには、負債側に『顧客のためになされた手形引受と裏書』という項目が現われる。この項目はその銀行が顧客のために引受けてきている手形の中で未決済のものを現わす。これらの手形の大部分は海外での債務に支払うために信用状に基づいて振り出された手形である。ある場合には付保のために有価証券類が預託されており、他の場合には荷為替手形信用であるが、そこで銀行は手形の保証として商品類に対する権利証を入手する。もし顧客が手形に支払う資金をさし入れない場合でも、銀行は手形に支払わねばならない。そこで、銀行の勘定による負債が一方に存在するとともに、他方に銀行の顧客の銀行に対する債務が存在し、そこで『引受手形と裏書手形についての顧客の負債』という項目が銀行のバランス・シートの両方の側に現われるということになる。すなわち、一方の記載は公衆に対する銀行の債務を示しており、この債務は不時のものであって顧客が契約不履行のさいにのみ生ずるものであり、またその反対の側の記載は銀行に対する顧客の負債を示しているのである」(Sheldon. p. 193)

つまり一言でいえば顧客が債務不履行のときにも銀行は手形に支払わねばならないというのが、この Contra Entries の生ずる理由である。

つぎに手形裏書について。

「裏書手形については、銀行が顧客から買いとった外国払い手形を売却したとき、手形を買とった銀行に対する銀行の負債と、顧客の銀行に対する負債とを、銀行はバランス・シートの両方の側に記入することによって示すのであり、この複記はバランス・シート上では往々引受手形に含められている。ときには、銀行が顧客のために背負う他のあらゆる

約定を付保するための担保の追加がある。」(Sheldon. p. 193)

この裏書手形は海外銀行Aがロンドン銀行Bに対して、イギリスの輸出業者が海外銀行Aあてに振り出す逆為替の買取りを依頼する信用状を送付することにより発生するのが通例 (Sheldon. p. p. 187~8) であるから、仕訳は引受手形の場合と同じでも業務内容も銀行の危険負担も引受手形とは異なるわけである。もっともこの裏書手形の場合は引受手形の場合以上に Sheldon の説明が大戦前についてぴったりあてはまるかどうか、尚精査を要するであろう。但しここでは Contra Entries の理由の説明としてのみ、大戦前にもあてはまるものと判断しておく。要点は海外あて手形の買取りと売却である。引受手形の場合と同様、金額は手形面の金額であり、未決済の手形（満期に達していない手形）である。

2. N. M. C., Interviews (1910)

いま “Interviews” に出てくるイギリスの銀行の実例で引受手形と裏書手形の仕訳かたを示すと、つぎのとおりである。

ユニオン銀行 (1908年6月30日) は、負債側に Acceptances and guarantees £3,467,798, 7^s. 0^d. Liabilities by indorsement on foreign bills sold £16,925, 7^s. 9^d. 資産側に Liabilities of customers on acceptances and guarantees, as per contra および Liabilities of customers for indorsements, as per contra (face to page 59.) もちろん金額は負債側の記載と同額。

ロンドン株式銀行 (1908年6月30日) は、負債側に, acceptances on account of customers £1,458,589 9^s. 4^d. 資産側に, liabilities of customers for acceptances, as per contra (face to page 91)

ウェストミンスター銀行 (1908年12月31日) は、負債側に acceptances £1,231,053 3^s. 10^d. と, liability by indorsement (bills negotiated for customers) £19,030 13^s. 11^d. 資産側に liability of customers for acceptances, as per contra と liability of customers for indorsements, as per contra (face to page 117).

個人銀行 Robarts, Lubbock & Co, London (1909年1月30日) は、負債側に, acceptances against approved securities, £70,842 10^s. 10^d.

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

資産側に Liability of Customers for acceptances per contra (face to p. 124)。

イギリス銀行は引受をやらないから、そういう記載はない。割引商社 The Union Discount Company of London, Ltd. の場合には引受をやらない。(face to p. 114)

何故こういう仕訳方になるのかについて、ロンドン株式銀行はつぎのように回答している (p. 72)。

「問。Liability of customers for acceptances という項目は貴行が手形を引受けたさいに貴行がおこなう記載をあらわすでしょうね。」

答。その項目は反対側に記載される項目と厳密に対応しています。当行が顧客から余分のかねを受け取るわけにもゆきません。成程当行は顧客からたとえば50%も余計の担保を預かりもしましょうが、それで顧客の債務額自体が殖えるわけではありますまい。そのようなわけで、対応する項目の方もきっかり同一金額なのです。」

(3) 引受という項目内部のあいまいさ。

「引受手形とその他の契約とを区別して示すやり方はすべての銀行が受け入れているわけではなく、記帳方法は全く各個ばらばらである。」「1938年12月には記帳方法を変更したために引受手形金額が増加した。」(T. Balogh, Studies in Financial Organization, 1950, p. 32)

これは1930年代に言われていることである。大戦前の各行のバランス・シート中の「引受」数字の「精確さ」は、もって想像しうるところであろう。この場合、引受手形と区別すべきことが強調されている「その他の契約」中の最大の要素は「先物外国為替手形」(Ibid. p. 31)であるが、パローは大戦前の社員銀行はふつう先物手形を買わなかつたと言っている (Ibid. p. 157)。しかし眞実のところはよく分らぬと考えておいた方がよからう。

《資料5》

引受手形残高にかんする統計

まず注意すべきことは、バランス・シートを公表している銀行でも、「引受」という独立の科目をたてていない銀行がかなりの数、存在することである。たとえば ‘The Progress of Banking in Great Britain and Ireland During 1908’ (Bankers’ Magazine. vol. 87 J-J., 1909) の中で出てくる (pp. 546-555) 決算公表行をみると、

Metropolitan and Suburban Bks	19 (15)
Metropolitan and Provincial Bks	17 (3)
Provincial Bks	34 (24)
Bks in the Isle of Man	1 (1)
Bks in Scotland	10 (3)
Bks in Ireland	9 (7)
<hr/> total	90 (53)

連合王国90の決算公表行のうち半数以上の53行が「引受」という独立の科目をたてていない。もちろん、「引受」という独立の科目をたてない銀行は「引受」量がきわめて少ないものと考えて大過はないと思うが、統計を見る目的次第ではあるいは重大な支障をきたすかもしれない。いずれにせよ「全銀行引受数字合計」という系列はそういう制限を免れないのである。第2表、「連合王国全銀行の引受、1894-1909年」(ヤッフェが用いているもの)はそういう性質の系列である。なおヤッフェが同じ頁中で示している銀行種類毎の引受数字はつぎのごとくである。

1909年の引受,	£ 000
ロンドン銀行 (19行)	357
ロンドン&地方銀行 (18行)	25,831
地方銀行 (28行)	1,524
スコットランドの銀行 (10行)	5,184
アイルランドの銀行 (9行)	176
<hr/>	
	計33,072

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

「引受」という科目をたてないとすると、実際に生じた引受をどの科目の中に入れるのであろうか。Economist の Banking Supplement では、負債側に Acceptance Liabilities where stated という項目があり、資産側の方には per contra を作らないで Building and Sundries (Including cover for Acceptances) という項目がある。「引受」という科目をたてない銀行の多くは引受を負債側の Miscellaneous Liabilities, Credits, Rebate, & etc. と資産側の Building and Sundries の両方へ記入しているのではないかと推定される。

第一次大戦以前のイギリスの株式銀行がおこなう引受については、海外振出手形の引受のはほとんどが引受商社によって引受けられ、量的には全ロンドン引受の二割にも満たなかったのではないかとおもわれる。これについては誰でも、バローの次のような指摘を引用する。「われわれが知りうるのは只、印紙税収入がさし示すところの海外振出手形の平均引受総量が1913-14年について £ 335.8 mill になるということだけである。………この総量の中の最大の部分は引受商社によって引受けられたにちがいない。というのは、この分野における手形清算所社員銀行との競争はまだほとんどはじまっていたからである。」(T. Balogh, Studies in Financial Organization. 1950. p. 232) 1913年12月における全イングランドの株式銀行44（但し引受数字を示しているのは28）の「引受（含裏書）」合計 £ 62mill（うち社員銀行20の合計 £ 53mill）であった（第1表）ことからも、印紙税収による推計という総額見積りはラフであるとはいっても、量的には引受商社引受が大部分で株式銀行引受が少なかったと言って差支えない。

大戦前にイギリスの銀行制度を論じ、その中で手形引受にも相当の比重を割いている数少ない著書（ヤッフェとウェーバー）の場合も、大戦直前の株式銀行の引受が一般にはそう活発ではなかったという評価では一致している。とりわけヤッフェは、極端に「不活発」を強調する。

「今日では、預金銀行の引受業務は相対的に小規模である。預金銀行はこの業務をほとんどすべてマーチャント・バンカーと海外銀行とにまかせる。かつては非常に重要であったこの事業部門が後退した理由は、多くの預金銀行が引受による信用供与の際におかした大きな濫用にあ

北星論集 第14号

第1表

POSITION OF JOINT-STOCK BANKS IN ENGLAND.

	No. of Branches	Capital Sub- scribed	Uncalled Capital	
			Call- able	Re- served
*Bank of Liverpool	139	11,300	3,107	6,700
Bank of Whitehaven	9	296	197	—
*Barclay and Co.	570	{ 1,800 7,200	— 5,400	—
Baring Bros. and Co.	—	1,025	—	—
Bradford District and Co.	15	860	172	344
Birtish Mutual Banking Co.	—	200	129	—
*Capital and Counties Bank	280	8,750	1,750	5,250
Civil Service Bank	—	48	24	—
*Coutts and Co.	—	600	Unltd.	—
Crompton and Evans Union	47	1,250	1,000	—
Equitable Bank	3	34	21	—
*Glyn, Mills, Currie and Co.	—	1,000	—	—
Guernsey Banking Co.	1	250	75	125
Halifax Commercil Banking Co.	17	400	—	200
Halifax and District Permanent Banking Co.	4	30	19	—
Isle of Man Banking Co.	8	150	20	100
Lancashire and Yorkshire Bank	129	1,725	863	—
Lincoln and Lindsey Banking Co.†				
*Lloyds Bank	679	26,304	2,367	19,728
*London and Hanseatic Bank	—	1,500	750	—
*London and Liverpool Bank of Commerce	—	600	—	—
*London and Provincial Bank	224	2,000	1,000	—
*London and South-Western Bank	196	3,000	1,825	—
*London City and Midland	867	20,874	4,349	12,176
*London County and Westminster	342	14,000	3,500	7,000
*London Joint Stock Bank	304	19,800	6,930	9,900
Manchester and County Bank	115	5,460	273	4,095

† London, City and Midlund 銀行に合併

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

DECEMBER 1913. ASSETS (£coo's)

Capital Paid up	Reserve Funds	Un- divided Profits	Notes in circu- lation	Drafts, etc.	Accept- ances and endor- sements	Misc. Credits. etc.	Deposit and Current Accounts	Total Liabili- ties
1,413	850	126	—	—	581	—	18,785	21,754*
99	60	8	6	3	—	4	592	771
1,800								
1,800	1,600	—	—	—	437	—	60,806	66,442*
1,025	100	11	—	—	6,637	—	8,042	15,815
344	280	60	—	—	224	—	5,475	6,383
71	40	6	—	—	—	—	587	704
1,750	800	90	—	—	1,807	—	39,224	43,671*
24	4	2	—	—	—	1	60	91
600	400	—	—	—	105	—	8,792	9,897*
250	200	31	—	—	—	—	5,613	6,094
13	10	2	—	—	—	—	209	234
1,000	500	—	—	—	—	105	17,194	18,799*
50	60	8	38	—	—	6	271	433
200	105	18	3	—	69	9	1,903	2,306
12	11	3	—	—	—	—	268	294
30	38	4	25	4	—	—	893	994
863	650	104	5	—	136	15	11,794	13,566
4,209	3,000	436	—	—	7,462	—	91,512	106,619*
750	350	65	—	—	5,750	22	1,442	8,378*
600	165	36	—	—	3,735	—	141	4,678*
1,000	2,000	352	—	—	—	—	20,246	23,598*
1,175	1,350	150	—	458	1,254	—	21,063	25,451*
4,349	3,700	539	—	—	6,163	—	93,834	108,584*
3,500	4,250	529	—	2,819	7,656	100	85,395	104,248*
2,970	1,125	226	—	—	3,153	54	37,583	45,111*
1,092	850	103	—	—	718	—	10,876	13,639

第1表(続)

	No. of Branches	Capital Sub- scribed	Uncalled Capital	
			Call- able	Re- served
*Manchester and Liverpool District	208	9,480	1,264	6,320
*Martins	12	1,000	—	500
*Metropolitan (of England and Wales)	156	5,500	2,200	2,750
Middlesex Banking Co.	—	50	23	—
*National Provincial Bank of England	32	15,900	2,300	10,600
Northamptonshire Union Bank	22	1,080	324	360
North-Eastern Banking Co.	99	1,286	900	—
Nottingham and Nottinghamshire Banking Co.	37	1,440	360	720
Palatine Bank	9	500	138	250
*Parr's Bank	275	11,024	2,205	6,614
Sheffield Banking Co.	27	1,155	750	—
Sheffield and Hallam Bank†	—	—	—	—
*Union of London and Smith's Bank	113	22,934	7,912	11,467
Union Bank of Manchester	88	1,250	700	—
United Counties Bank	206	5,967	1,790	2,983
West Yorkshire Bank	34	1,000	200	400
*Williams Deacon's Bank	115	7,813	1,875	4,688
Wilts. and Dorset Banking Co.	118	3,500	350	2,450
Totals of Banks marked*	4,804	192,379	48,734	103,773
Totals, all Banks	5,792	221,335	57,062	115,800

る。かくて引受業務はよろこばれなくなり、どの預金銀行もこの方面ではあまり大きな負担をひきうけようとはしなくなった。それゆえに預金銀行は今日では、あらかじめ適当な金額が有価証券の形態において保証としてさし入れられているときにだけ引受ける。手形交換所加盟銀行はかつては植民地銀行のために引受業務をあつかったが、この種の引受業

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

Capital Paid up	Reserve Funds	Un- divided Profits	Notes in circu- lation	Drafts, etc.	Accep- tances and endorse- ments	Misc. Credits. etc.	Deposit and Current Accounts	Total Lia- bilities
1,896	1,600	217	—	—	9,689	—	25,917	32,318*
500	180	46	—	—	292	—	2,912	3,931*
550	380	92	—	5	189	9	11,761	12,987*
27	—	—	—	—	—	—	7	33
3,000	2,000	92	—	—	824	—	67,882	73,799*
396	404	36	2	—	5	—	3,155	3,998
386	180	28	—	—	—	—	5,072	5,666
360	192	29	9	—	—	—	4,316	4,903
113	3	6	—	—	55	—	280	455
2,205	2,000	493	5	465	5,481	—	43,199	53,847*
404	296	50	—	—	44	—	3,680	4,474
3,555	1,150	381	—	—	5,016	824	41,260	52,185*
550	350	44	—	—	674	—	6,429	8,048
1,193	765	83	—	—	—	—	14,983	17,025
400	400	57	2	—	—	22	5,991	6,872
1,250	650	130	—	—	550	32	17,188	19,800*
700	550	78	33	—	—	75	12,719	14,155
39,872	28,050	4,000	5	3,747	53,144	1,146	706,136	836,097
48,474	33,598	4,771	128	3,754	61,706	1,278	809,351	963,050

* はロンドン手形清算所社員銀行

出所, T. Bajogh. op. cit., face to p. 114

務も非常な損失をもたらしたから減少している。商品などの積荷を対象とする手形の引受は、すべて預金銀行の業務に属するとはみとめられないで、マーチャント・バンカーだけにまかされる。それゆえにまた、マーチャント・バンカーにすべての引受業務の重点がおかれる。」(ヤッフェ・三輪悌三訳『イギリスの銀行制度』昭和40年。227頁。E. Jaffé, Das

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

englisches Bankwesen. Zürich. 1 Aufl. 1904. 2 Aufl. 1910)「預金銀行は、外国には支店をおいていないが、それにもかかわらず多数の外国の銀行を顧客にもっている。しかし本来これらの預金銀行は、このような外国の銀行にとっては、ロンドン宛に発行された小切手と手形の支払機関であり、イギリスの国内における支払取引の仲介機関にしかすぎない。これと異なり、大きな対外的な商取引、手形取引、貨幣取引および株式取引の金融は、預金銀行によってはほとんどなされない」(ヤッフェ・前掲書78頁)。「すべて外国宛に振出された手形は、イギリスの預金銀行のために、現に使用しうる手形材料からあらかじめ分離される。外国宛の手形は——その安全性について疑う余地がないときですら——投資証券とはみとめられないのあって、したがってまた割引かれることなくただちに外国の手形仲介人に売却される。」(同、222頁)「……引受も決して〔銀行経営の安全性と収益性の〕判断のためにはあまり重要でない。その理由は、個々の銀行の引受額がけっして巨額ではないこと、および、報告から明らかになるように、これらの項目のすべては引受がその人の負担でなされている顧客の側から担保に入れられた有価証券によって保証され、かくて銀行は容易に実現しうる対価を保有していることにある。」(同、328頁)

研究史は暗黙のうちに以上のようなヤッフェの判断を支持し続けてきた。しかしそく考えてみると以上のようなヤッフェの諸判断の根拠、裏付け、はヤッフェ自体にはほとんど存在しないのである。ヤッフェが事実資料として示す1894～1909年の全銀行引受数字の第2表(同、382～3頁)は、1890年代の停滞、1900～04年の漸増、1905年からの飛躍的発展、を示している。1900年代に入ってからの株式銀行引受量の伸びをヤッフェは偶然的な事情によるものとして説明する。ひとつは、〔ヤッフェにとっては〕ごく少数の銀行が1905年以来「外国部」を設置したこと(同、78頁、223頁)、もうひとつは「1905～07年における引受債務の異常な増加は、イギリス資本市場に対する合衆国の要求の増大によって説明される。」(同、383頁)

一方ウェーバーの方は、グラスゴー銀行の破産(1878年)やペアリング恐慌(1890年)以来、その当時手形引受銀行として有力だった預金銀

第2表

「決算を公表する連合王国内のすべての銀行（イングランド銀行を含む）の資産と負債の要約」より。数字の不整合は四捨五入により生じた。

年次	払込 資本金	準備 積立金	引受	預金	総負債	現金 コール 通知貸	《筆者のコメント》
	£'000	£'000	£'000	£'000	£'000	£'000	
1894	85,629	37,897	20,191	721,371	870,498	185,147	1) B/Sに引受を示さない銀行が沢山ある。その他負債や店舗に入れてしまっているのだ。おそらくそういう銀行の引受量は小さい。
1895	85,837	38,143	21,534	794,591	947,712	204,343	2) 引受は裏書その他を含む。
1896	84,182	39,674	22,118	797,741	950,239	188,818	3) soweit ersichtlichを「認めうる範囲の」〔引受〕という訳は、合わない。
1897	83,421	41,210	21,196	816,430	968,932	193,544	4) イングランド銀行とマン島の銀行は引受をやらない。
1898	83,692	42,934	21,253	838,344	993,448	204,178	5) この計数でみるとかぎり、引受は、90年代に停滞、世紀転換期から漸増05-07年に異常増加、である。
1899	83,918	44,228	21,563	869,340	1,026,585	206,970	
1900	83,647	46,605	22,391	889,668	1,050,430	215,970	
1901	83,686	47,660	22,936	888,104	1,050,210	237,847	
1902	84,072	49,110	22,783	904,130	1,068,844	250,395	
1903	84,855	48,472	24,607	885,508	1,051,325	230,124	
1904	84,270	48,492	24,689	900,792	1,066,011	240,707	
1905	84,564	49,019	33,313 ⁽¹⁾	925,411	1,100,393	253,148	
1906	84,554	49,694	34,246 ⁽¹⁾	954,926	1,131,944	261,638	
1907	84,579	48,389	39,657 ⁽¹⁾	957,968	1,139,492	263,651	
1908	84,659	48,500	35,816	989,007	1,166,030	274,140	
1909	83,709	49,435	33,071	1,002,245	1,176,712	289,941	

(注1) 1905-07年における引受の異常な増加は、イギリス資本市場に対する合衆国の人々の要求の増大によって説明される。(ヤッフェ)

(原) Jaffé, E., das englisches Bankwesen. (1910) SS. 360-1.

(訳) 三輪悌三訳『イギリスの銀行制度』(昭40), 382-3頁。

第3表

ウェーバーが示す表
イングランドとウェールズの全株式銀行の引受

	£ mill	対総負債比 (%)
1900	21.53	3.0
1903	27.39	3.9
1905	39.22	5.2
1910	52.26	6.0
1912	61.29	6.6

いくつかのロンドン大銀行の引受の伸び

数字は対負債比 (%)

	1900年	1905年	1912年
ロイズ銀行	3.6	5.7	7.5
ロンドン カウンティ・ウェストミンスター銀行	1.9	5.3	8.0
ロンドン ジョイント・ストック銀行	5.1	5.4	7.8
ロンドン シティ・アンド・ミドランド銀行	4.2	6.7	6.9

出所 A. Weber, Depositienbanken und Spekulationsbanken.
München und Leipzig 1938. SS. 192-3. より作成。

出典は Economist のようだ。(筆者)

行が引受を手控えるようになり、世紀転換期には預金銀行全体の引受量は少なくなつて引受はマーチャント・バンクと植民地・海外銀行が多くおこなうようになつたが、1900年以来海外業務の拡大に伴つて預金銀行、特にロンドンの大銀行の引受が増加してきた、(A. Weber, Depositienbanken und Spekulationsbanken. München und Leipzig. 1938. 1 Aufl. 1902. ss. 192-3) ととらえている。ウェーバーの方は特定銀行群への着目という方向をとつてゐる点がヤッフェと異なる。(第3表)

第4表のように銀行合同が多かつた銀行との関係で示すと、どのような特定銀行の引受が伸びたのかはいっそう明瞭となる。しかしながら銀行合同が銀行引受の増大をもたらしたのかを説くには、少々のまわり道が必要である。それは別稿で示したい。

(1976. 9. 30)

第一次大戦以前のロンドン銀行引受

第4表 六大銀行「引受」金額の半年毎の推移
(£ 000)

		バー クレー	カピタル & カウン テーズ	ロイズ	ミド ランド	ベース	ユニオン	合 計
1897	J	173	516		115	1,481	2,167	4,452
	D	238		407	572	2,760	2,012	5,989
1898	J	249	690		305	1,855	2,257	5,356
	D	193		446	2,334	2,484	2,466	7,923
1899	J	242	826		1,861	2,033	3,297	8,259
	D	303		401	2,070	2,373	2,695	7,842
1900	J	437	1,264		1,700	1,715	2,354	7,470
	D	251		2,124	1,920	2,830	2,069	9,194
1901	J	202	861		1,844	1,755	2,783	4,538
	D	236		2,271	1,989	2,559	2,657	9,712
1902	J	198	798		1,593	1,665	2,228	6,482
	D	207		2,156	2,117	2,649	2,975	10,104
1903	J	149	943		1,778	1,833	2,698	7,401
	D	121		2,638	2,032	3,540	2,459	10,790
1904	J	133	457		1,878	2,311	1,772	6,551
	D	142		3,569	2,153	3,531	2,157	11,552
1905	J	163	837		2,889	1,980	2,499	8,368
	D	194		3,894	4,115	3,774	4,057	16,034
1906	J	161	733		3,084	2,034	4,093	10,105
	D	205		4,852	4,578	4,222	2,696	16,553

注意 Jは6月30日，Dは12月31日

出所 'A Decade of Bank Amalgamations, 1897-1906' "Journal of the Institute of Bankers" (Jan. 1908) pp. 40-51より作成。

A NOTE :

The London Bankers' Acceptances Pre World War I.

Hitoshi KOJIMA

The Note consists of five historical materials which facilitate the understanding of the nature of London bankers' Acceptances pre World War I.

No. 1 shows the principal features of London banker's Acceptances at the time.

No. 2 shows the character of Finance Bills and Collateral needed for acceptance.

No. 3 shows the terms of a contract which Alliance Bank of London would make with Yokohama Specie Bank of Japan in 1880's.

This agreement tells us the detailed terms of Accepting Credits.

No. 4 indicates how the joint stock banks entered accepting credits in their journals at the time.

No. 5 tells the devices of preparing the statistics with regard to London Acceptances pre World War I.